

令和6年4月1日 相続登記の申請義務化 スタート！

- 登記手続案内は予約が必要です
- 相続登記の免税措置が拡大されています
- 登記の専門家への相談も、ご検討ください

相続登記は
お済みですか？



※不動産を相続(取得)したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をする必要があります
※正当な理由がないのに相続登記の申請を怠った場合は、10万円以下の過料の適用対象となります
※令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象となります
(令和6年4月1日から3年間の猶予期間があります)

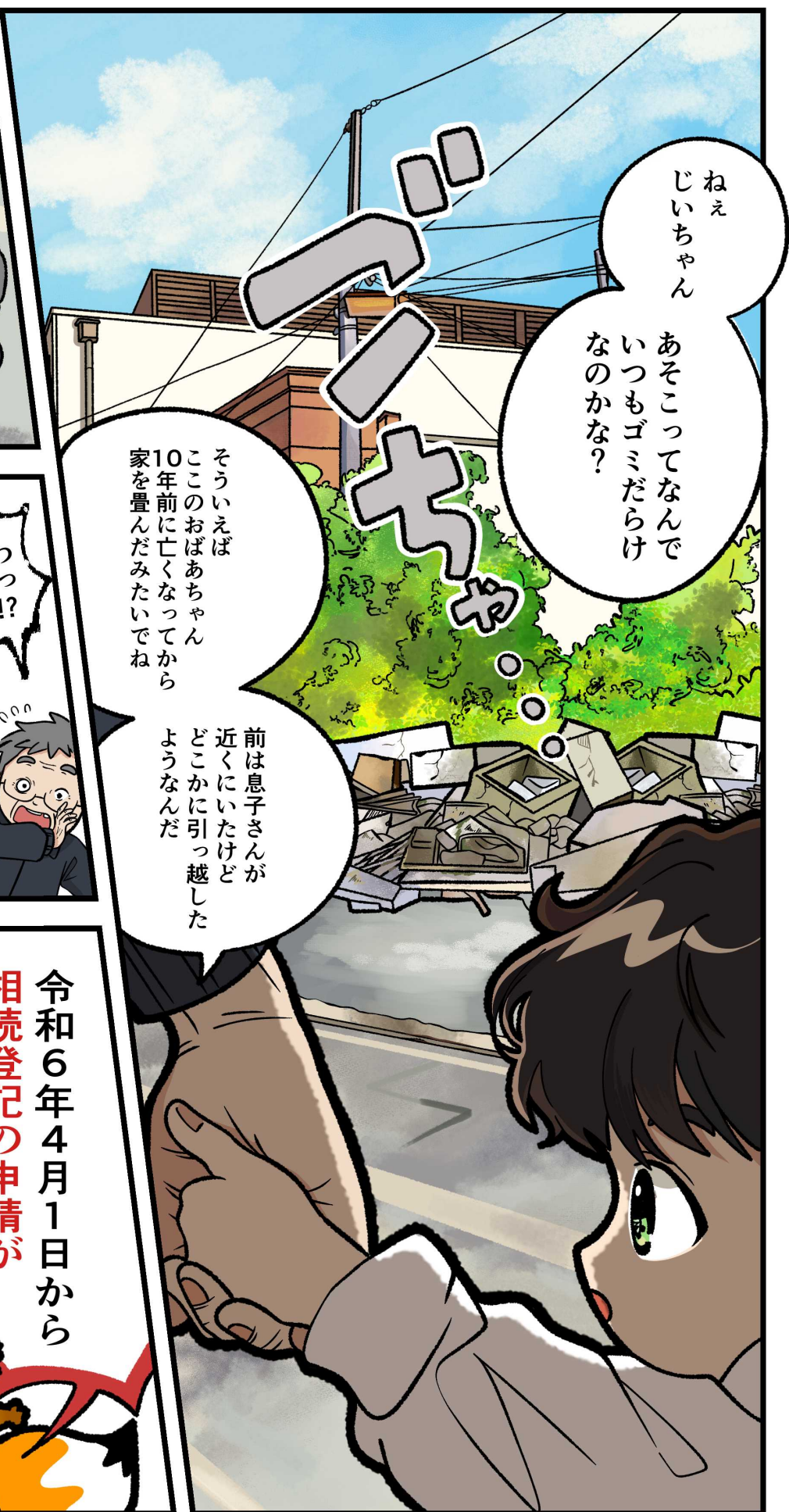
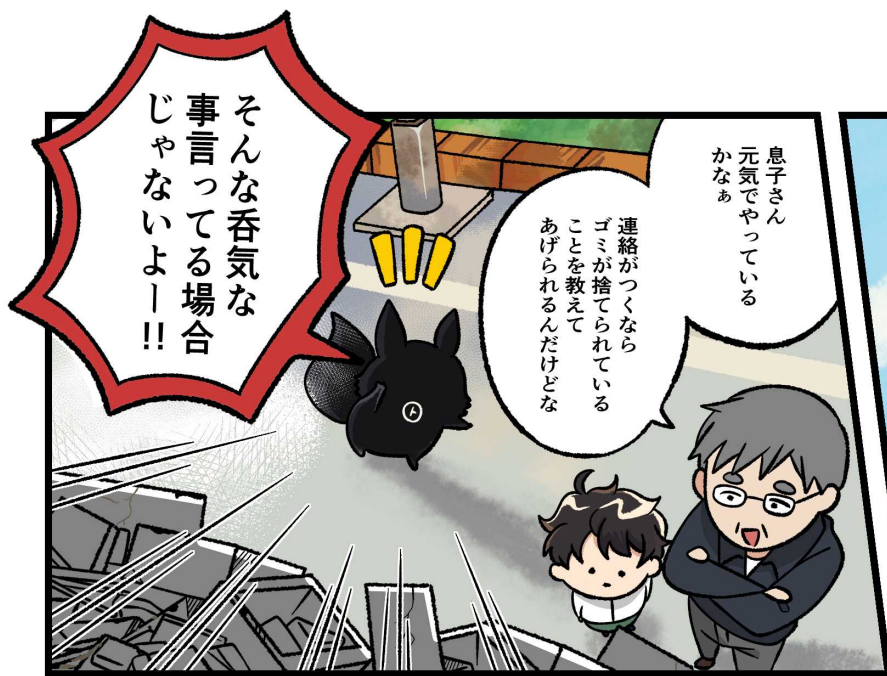
詳しくは、

検索

又は、右の2次元バーコードで検索

新潟地方法務局





©永井 美南
制作協力/JAAM 日本アニメ・マンガ専門学校

登記の専門家への相談もご検討ください

新潟地方法務局

TEL. 025-226-0951



新潟県司法書士会



相続登記相談センター
(無料)



お住まいの近くでの相談
(無料)

新潟県土地家屋調査士会



相続した建物が登記されていない場合は
コチラ

新潟地方法務局